

審査基準整理票

処分名	大津市立障害者福祉センターの会議室等の使用の許可		
根拠法令名	大津市立障害者福祉センター条例 (昭和49年6月25日条例第32号)	(条項) 第5条	
基準法令名	大津市暴力団排除条例 (平成23年12月19日条例第49号)	(条項) 第8条	
所管部署	指定管理者： 社会福祉法人 大津におの浜障害者福祉協会 所管： 福祉部 障害福祉課 管理係		
標準処理期間	20 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
[大津市立障害者福祉センターの会議室等の使用の許可に係る審査基準]			
大津市暴力団排除条例第8条前段又は次のいずれかに掲げる事項に該当しないことを基準とする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。 (3) 会議室等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれのあるとき。 (4) 他の使用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。 (5) その他管理上支障があるとき。			

参考

【根拠条文】

大津市立障害者福祉センター条例第5条

(使用の許可)

第5条 センターの会議室、和室又は多目的室を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づきセンターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、使用の許可を受けなければならない。

【基準法令】

大津市暴力団排除条例第8条

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。